

(別紙)

(下線部分が変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 本社は、新日鉄ソリューションズ株式会社と称する。英文では NS Solutions Corporation と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータシステムの利用及び開発に係る総合エンジニアリング 2. コンピュータシステムに関するコンサルティング 3. コンピュータソフトウェアの開発、販売、リース及び賃貸 4. コンピュータシステムの保守、運用及び管理の受託 5. コンピュータネットワークを活用した情報サービスの提供 6. コンピュータ及び周辺機器の製造、販売、リース及び賃貸 7. コンピュータシステムの利用に係る調査、研究及び教育 8. 労働者派遣事業 9. 電気工業及び電気通信工業 10. 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 本社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 本社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときには、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 本社の発行する株式の総数は、<u>192,000,000株</u>とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 本社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 本社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>本社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 本社の商号は、新日鉄ソリューションズ株式会社とする。英文では NS Solutions Corporation と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 本社の目的は、次の事業を営むこととする。 1. コンピュータシステムの利用及び開発に係る総合エンジニアリング 2. コンピュータシステムに関するコンサルティング 3. コンピュータソフトウェアの開発、販売、リース及び賃貸 4. コンピュータシステムの保守、運用及び管理の受託 5. コンピュータネットワークを活用した情報サービスの提供 6. コンピュータ及び周辺機器の製造、販売、リース及び賃貸 7. コンピュータシステムの利用に係る調査、研究及び教育 8. 労働者派遣事業 9. 電気工業及び電気通信工業 10. 前各号に関連又は付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 本社の本店の所在地は、東京都中央区とする。</p> <p>(公告方法) 第4条 本社は、電子公告を公告方法とする。 本社は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法を事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 本社が発行することができる株式の総数は、<u>211,996,000株</u>とする。 (削 る)</p> <p>(単元株式数) 第6条 本社が発行する株式について、100株をもって株主(実質株主を含む。以下同じ。)が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。</p> <p>(株券発行) 第7条 本社は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、本社は、1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 本社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 本定款に定める権利 3. 株主に割当てを受ける権利を与える募集株式の割当てを受ける権利 4. 株主に割当てを受ける権利を与える募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第9条 単元未満株式を有する株主は本会社に対してその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)  第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人のみこれを取扱う。</p> <p>(基準日)  第9条 本会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規程)  第10条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、諸届の受理、手数料その他株式及び新株予約権に関する事項については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株主名簿管理人)  第10条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  (削る)  (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招集)  第11条 定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。  (新設)</p>	<p>(定時株主総会の招集)  第11条 定時株主総会は、毎事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の終了後3ヶ月以内に招集する。  (定時株主総会における議決権を行使することができる株主)  第12条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載され、又は記録されている議決権を有する株主をもって、定時株主総会における議決権を行使することができる者とする。</p>
<p>(招集権者及び議長)  第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。  取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。  (新設)</p>	<p>(議長)  第13条 取締役社長が株主総会の議長となる。  取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(決議の方法)  第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。  商法第343条によるべき特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)  第14条 本会社は、株主総会の招集の通知に際して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (決議の方法)  第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  会社法第309条第2項各号に規定する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)  第14条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。  <u>前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。</u>  (新 設)</p> <p>(議事録)  第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印、または電子署名を行う。  第4章 取締役及び取締役会  (員数)  第16条 本会社の取締役は、<u>25名以内とする。</u>  (選任)  第17条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。  (任期)  第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>  (役付取締役)  第19条 本会社に取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役中から選任する。  (代表取締役)  第20条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議により定める。  (取締役社長の職務)  第21条 取締役社長は、本会社の業務を統理する。  <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。</u>  (新 設)  (取締役会)  第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。  <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。</u>  <u>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。</u>  (決議の方法)  第23条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  (議事録)  第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、<u>出席した取締役及び監査役がこれに記名押印、または電子署名を行う。</u>  (取締役会規程)  第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)  第16条 株主は、議決権を行使することができる他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。  (削 る)</p> <p>(議決権の不統一行使)  第17条 議決権を統一しないで行使する株主は、<u>株主総会の日</u>の3日前までに、本会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を、書面により、通知しなければならない。  (削 る)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会  (員数)  第18条 本会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u>  (選任)  第19条 取締役を選任する株主総会の決議は、<u>当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。  (任期)  第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  (削 る)  (削 る)  (削 る)  (削 る)  (削 る)  (取締役会)  第21条 本会社は、<u>取締役会を置く。</u>  (取締役会の招集)  第22条 取締役会は、<u>取締役社長が招集する。</u>  (削 る)  <u>取締役会を招集する者は、取締役会の日</u>の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。  (削 る)  (削 る)  (削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬) 第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(責任免除) 第27条 本会社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、<u>商法第266条第12項、同条第17項及び同条第18項の定める限度額の範囲内</u>で、その責任を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (新 設)</p> <p>(員数) 第28条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任) 第29条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> — 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u> — <u>本会社に、必要に応じて常任監査役若干名を置き、監査役会の決議により、監査役中から選任する。</u> (新 設)</p> <p>(監査役会) 第32条 監査役会の決議により、<u>監査役の中から監査役会の議長を定める。</u> — <u>監査役会は、監査役会の議長が招集する。ただし、他の監査役が本定款および監査役会規程の定めに従い、監査役会を招集することを妨げない。</u> — <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。</u></p> <p>(議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、<u>出席した監査役がこれに記名押印、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬) 第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u> (削 る)</p> <p>(責任免除) 第24条 本会社は、<u>取締役の任務を怠ったことにより、取締役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</u> 第5章 監査役、監査役会及び会計監査人 (監査役) 第25条 本会社は、<u>監査役を置く。</u></p> <p>(員数) 第26条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任) 第27条 監査役を選任する株主総会の決議は、<u>当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> (補欠として選任された監査役の任期) (削 る)</p> <p>第28条 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (削 る)</p> <p>(監査役会) 第29条 本会社は、<u>監査役会を置く。</u> (監査役会の招集通知) (削 る)</p> <p>第30条 監査役会を招集するには、<u>監査役は、監査役会の日</u>の3日前までに、<u>各監査役に対してその通知を発する。</u> (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(責任免除)  第36条 本会社は、監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、<u>商法第280条第1項の準用する商法第266条第12項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)  第37条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金及び中間配当)  第38条 利益配当金は、<u>3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>本会社は、<u>9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  第39条 利益配当金及び中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(責任免除)  第31条 本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、<u>当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、その責任を免除することができる。</u></p> <p>本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、<u>社外監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p> <p>(会計監査人)  第32条 本会社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第6章 計 算 (削 る)</p> <p>(剰余金の処分等の決議)  第33条 本会社は、<u>自己の株式の取得、準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会が定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当を受ける株主)  第34条 本会社は、<u>3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載され、又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(配当金の除斥期間)  第35条 剰余金の配当財産が金銭である場合において、<u>金銭の交付の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>